

## 【重要】旅券（パスポート）の仕様変更等に関する再度のお知らせ

ポイント：

- 旅券の仕様変更と申請から交付までの必要日数の増加
- 郵送による旅券申請の終了

本文：

### 1 旅券の仕様変更と申請から交付までの必要日数の増加

（1）昨年11月13日の領事メールにてお伝えさせていただきましたとおり、本年3月24日から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給開始を予定しております。

（2）現在は、旅券の申請から交付まで約5日（申請日及び土曜日・日曜日・その他休館日を除いた平日のみを数えた日数）で行っておりますが、3月24日以降は、旅券が日本国内で作成され、当館まで配達されることとなるため、およそ2～4週間程度の日数を要することとなります。もちろん、申請内容の不備があったり、間に連休があったりした場合、当初の申請から1か月以上の日数を要する可能性があります。

（3）具体的には、今後当館ホームページ等でもご案内しますが、現在と比べて旅券の発給に時間を要することになるため、この機会に、改めて、現在お持ちの旅券の有効期限が十分かご確認いただき、早めの旅券の切替申請をご検討ください（旅券の残存有効期間が1年未満の場合に切替申請が可能です）。

（4）なお、具体的な交付日については、申請時に予定時期（目途）をお伝えしますが、交付準備が整った段階で再度ご連絡します（窓口での書面申請の場合はメール又は電話連絡、ORRネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します）。

### 2 郵送による旅券申請の終了

（1）これまで、当館から遠方にお住まいの方に、書面での申請を希望する邦人の方には、領事出張サービス実施日や、当館への来館予定日までに、旅券発給申請書を事前に郵送いただき、当日にご本人が受領のために来館される前提で、同日に旅券を交付していました。

（2）一方、旅券の集中作成開始に伴い、こうした対応が困難となるため、3月24日以降、領事出張サービスや事前予約による当館来訪時の、旅券の即日発給のサービスを終了いたします。

（3）このため、遠方にお住まいの方におかれでは、是非オンライン申請の利用を御検討ください。十分に時間をもってオンライン申請頂ければ、領事出張サービス時に旅券を交付することも可能ですし、来館いただくのは交付の際のみとなります。電子申請の

利用方法は、下記のリンクから御確認ください。

[https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00473.html](https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00473.html)

### 3 本邦ご親族の旅券

本邦のご家族においても、具体的な渡航予定がなくても、急遽渡航する必要が生じる場合に備え、旅券を取得しておくようご助言をお願いします。

在フィンランド日本国大使館 領事班

ホームページアドレス：

[https://www.fi.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.fi.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

電話：+358 (0) 9-686-0200

9:30-12:00、13:30-16:30

メール：

証明、パスポート、戸籍・国籍、在外選挙人登録に関するご質問：shinsei@hk.mofa.go.jp

査証に関するご質問：visa-apply@hk.mofa.go.jp

その他に関するご質問：consular@hk.mofa.go.jp